

2016年2月25日(木)  
「合法木材」に関する事業者セミナー  
新たな違法伐採対策・合法木材供給への取り組み

# 諸外国の 違法伐採対策の現状と課題

坂本有希／地球・人間環境フォーラム  
sakamoto@gef.or.jp

## フェアウッドとは？

- 伐採地の森林環境や地域社会に配慮した木材・木材製品
- 【リペア・リユース・リデュース】修理・再生した木製品
- 【リサイクル】古材や廃材を再使用した木製品
- 【合法木材】最低限、違法伐採でない合法的な木材
- 【国産材、地域材】近くの森林から生産された木材
- 【コミュニティ材、フェアトレード】地域住民が自ら適切に森林管理している木材
- 【森林認証材】信頼できる第三者機関の森林認証を受けた木材

## 各国の消費側の違法伐採対策

### 米国

- 2008年にレイシー法を改正

### 欧州連合(EU)

- 2013年にEU木材規則(EUTR)施行

### オーストラリア

- 2014年に違法伐採禁止法の施行

### 韓国

- 2012年に木材の持続可能な利用に関する法律導入(木材の違法伐採を禁ずる条項あり)

### インドネシア

- 2016年から輸入木材にデューデリジェンス義務

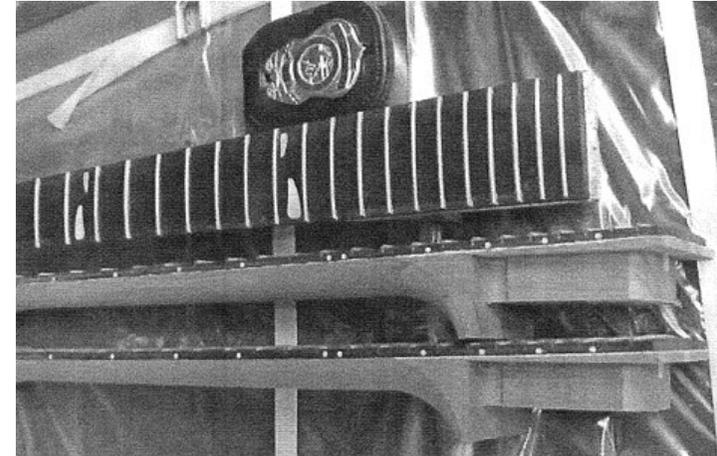


## 米国レイシー法

- 米国で最も古い野生生物の取引を取り締まる法律（動物種と海洋種）に、2008年に植物種が加わった
- アメリカ合衆国もしくは諸外国の植物保護に関する法令に違反して採取もしくは販売された植物を、州間のまたは外国との取引において輸入、輸出、搬送、販売、受領、獲得もしくは購入することを、限られた例外を除き、違法としている
- 民間業者に対して、輸入申告（樹種と原産国、数量など）正確な記録保持やラベル表示を義務付け
- デュー・ケアの実施の程度により罰則の内容が異なる
- 米国森林局調査：改正後、高リスク国からの輸入の価格は4割上昇、量は8割減

## 米国レイシー法の執行(2012年)

- ギブソン・ギター社がマダガスカル産黒檀の取引で65万ドルの罰金、没収
- 以下のデュー・ケア義務を負う※



- ① 同社の調達方針の実施をサプライヤーに求める(合法性検証や関係書類の収集等)
- ② 同社が持つ合法性の最低基準に満たしているかどうかを確認するよう、サプライヤーに情報収集のための質問を聞く
- ③ 国内外の専門家への相談や現地調査等を含む、独立した調査を行い、注意を払う
- ④ サプライヤーにサンプル書類の提出を依頼し、レイシー法遵守状況等の確認をする
- ⑤ 購入前に収集した情報に基づいて合法であるかを判断する
- ⑥ これらの取組の記録をすべて保管する
- ⑦ 合法性についてなんらかの疑念がある場合、購入を控える

※Gibson Guitar Corporation Criminal Enforcement Agreement, Appendix B:Lacey Act Compliance Program,  
[http://www.gibsondunn.com/publications/Documents/GibsonGuitarCorp\\_NPA.pdf](http://www.gibsondunn.com/publications/Documents/GibsonGuitarCorp_NPA.pdf)

## 米国レイシー法の執行(2015年)

- ランバー・リクイデーター社に対して1,300万ドルの罰金
  - 高リスク国からの輸入、高リスク種の輸入、製品に関する偽の情報を提供するサプライヤーとの取引に対して内部手続きを怠ったこと。
  - 木材の樹種や生産国について虚偽の報告をしたこと。
  - レイシー法順計画を5年間実施(木材の出所である森林まで遡ることのできる記録をとることなど)

### LIQUIDATING THE FORESTS

HARDWOOD FLOORING, ORGANIZED CRIME,  
AND THE WORLD'S LAST SIBERIAN TIGERS

2013年には、1枚の許可証が繰り返し利用される形で伐採されたロシア材を輸入し、同社の輸入量だけでモンゴリナラの合法的な伐採割当量を800%以上超過

フナラ(Welsh oak)と申告してモンゴリナラを極東ロシアから輸入し、インドネシアからのマホガニーであると申告してミャンマーからメルバウ

## EU木材規則

- 2010年成立、2013年執行
- EU-FLGET (Forest Law Enforcement, Governance and Trade = 森林破壊・違法伐採問題＝法整備・法取り締まり・汚職・ガバナンス) を構成する貿易措置
- 民間業者に対して以下を義務
  - ①違法木材をEU市場に持ち込まない
  - ②最初にEU市場に木材製品を出荷する業者に対してデューデリジェンスを実施
  - ③トレーサビリティの確保

## EU木材規則で定められているデュー・デリジェンス①

- 自らの取引する木材製品が違法材でないことを確実にするために、あらゆる方法を駆使して調査確認をすること。以下の3つのステップに分かれる。

### 情報へのアクセス

- 製品の商標・種類、樹種の一般名または学名
- 伐採国、また該当する場合、(i)木材の伐採された国内の地域、(ii)木材の伐採されたコンセッション、数量(体積、重量または単位数)
- 事業者へ納品した業者の名称・住所
- 木材(製品)が納入された先の取引業者の名称・住所
- 適用法遵守を示す文書その他の情報

### リスク・アセスメント(評価)

- 適用法の遵守: 適用法遵守を基準に定めている認証制度またはその他の第三者による確認制度などが含まれる
- 特定樹種の違法伐採に関する規模
- 伐採国と/また地域において、違法伐採あるいは違法行為の行われている規模
- 国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課した制裁の有無
- 木材及び木材製品のサプライチェーンの複雑さ

### リスク・ミティゲーション(緩和)

- リスク評価手続きにおいて特定されたリスクが無視できる程度である場合を除き、リスク軽減に向けた手続き
- リスクを効果的に最小限にする上で適切かつ釣り合いの取れた数々の対策・手続きが用いられ、追加的な情報・文書や第三者による認証が求められる場合がある



## EU木材規則で定められているデューデリジェンス②

- 事業者の製品に関する情報とリスクミティゲーション手続きの適用は、**適切な記録**を伴う。記録は5年間保持し、当局からのチェックがある場合に提示する。
- DDシステムの適用にあたっては、事業者は以下を証明できるようにする。
  - 集めた情報をEU木材法に規定するリスク評価基準(第6条(1)(b):適用法の遵守、違法伐採の規模など)に従ってどのようにチェックしたか
  - ミティゲーション措置についての決断がどのようになされたか
  - 事業者がリスクの度合いをどのように決定したか
- **「無視できるリスク」**とは、製品についての**情報(樹種、原産国等)**と、一般的な情報(特定地域の違法伐採の規模等)を評価した後に、**懸念が残らないこと**。**特定できない段階がある場合、リスクは「無視できない」レベルとみなされる**
- 以下のような質問をサプライヤーに尋ねる
  - どこで伐採？伐採地まで遡れるか？
  - 文書はすべて揃ったか？証明できるか？
  - ガバナンスの心配は？
  - 違法伐採に関与する企業がサプライチェーンの中にあるか？
  - サプライチェーンは複雑か？(業者の数、樹種や原産地の多さにより複雑になる)



## EUTRの執行事例

- **ドイツ**(2013年11年): EUTR違反疑惑でコンゴ民主共和国産の木材を押収。調査継続中。
- **ベルギー**(2014年10月): EUTR違反疑惑でブラジル産の木材を押収。最終的に合法と判断されたが、当該製材所との取引を停止した企業が多数。
- **イギリス**(2015年2月): 中国産合板を輸入している企業に対して、EUTRデューデリジェンス義務を充分果たしていないと判断し、制裁を課している。

## 諸外国と我が国における違法伐採対策の比較①

- 諸外国(米国、EUおよび豪州)は違法伐採木材の取引禁止を法制化。
- 日本の対策では、①政府調達のみを法律で規制、民間事業者は努力義務、②念入りな確認(デュー・デリジェンス)が義務付けられていない、③罰則がない。
- 韓国とインドネシアも同様に、違法伐採を取り締まる法律が成立。

	米国 (レイシー法)	EU (EU木材規則)	豪州 (違法伐採禁止法)	日本 (グリーン購入法)
対策の施行年	2008年	2013年	2014年	2006年
規制の対象者- ①	木材の輸出入、売買、 取引を行う <u>全ての者</u>	EU市場に <u>木材を最初に出荷する者</u>	豪州への木材の <u>輸入業者</u> 、国内で生産された丸太の <u>加工業者</u>	木材を調達する <u>国・独法のみ</u>
民間も対象				
違法性(違法伐採)の定義	<u>連邦法、州法、外国法に違反して採取、保有、移動又は販売された木材</u>	木材が伐採された <u>生産国の法令に反して伐採された木材</u> (関連法令として伐採に関する法律、租税法、環境法等を規定)	木材が伐採された <u>生産国の法令に反して伐採された木材</u>	原木の生産された国又は地域における <u>森林に関する法令に反して伐採された木材</u>
広範な適用範囲				



## 諸外国と我が国における違法伐採対策の比較②

	米国 (レイシー法)	EU (木材規制)	豪州 (違法伐採禁止法)	日本 (グリーン購入法)
禁止事項	連邦法、州法、外国法等に違反して採取、保有、移動又は販売された木材の輸出入、運搬、売買、取引	違法伐採された木材およびその加工品のEU市場への出荷	違法伐採された木材およびその加工品の輸入、違法伐採された豪州産木材の加工	(環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表することが義務づけられている)
事業者による 合法性の念入りな確認 (デュー・デリジェンス)-②	<u>十分な注意義務</u> (Due Care)を果たしたかどうか(義務ではないが実施状況により罰則が異なる)	<u>情報の収集</u> (法律の順守状況の調査等)、 <u>違法性のリスク評価</u> 、 <u>リスク低減措置</u> ( <u>第三者証明</u> 等)	<u>情報の収集</u> (法律の順守状況の調査等)、 <u>違法性のリスク評価</u> 、 <u>リスク低減措置</u> 等	林野庁ガイドラインにて3種類の方法を例示:森林認証の取得、業界団体の <u>自主的規範</u> に基づく事業者認定、個別企業による <u>自主的な証明</u>
義務行為				
罰則-③ 罰則あり	違反の内容により、 <u>最大懲役5年未満</u> 、 <u>罰金50万米ドル以下</u>	EU加盟国が <u>個々に定める</u> (抑止力をもつものでなければならぬ)	違反の内容により、 <u>最大懲役5年未満</u> 、 <u>罰金42.5万豪ドル以下</u>	<u>無</u>

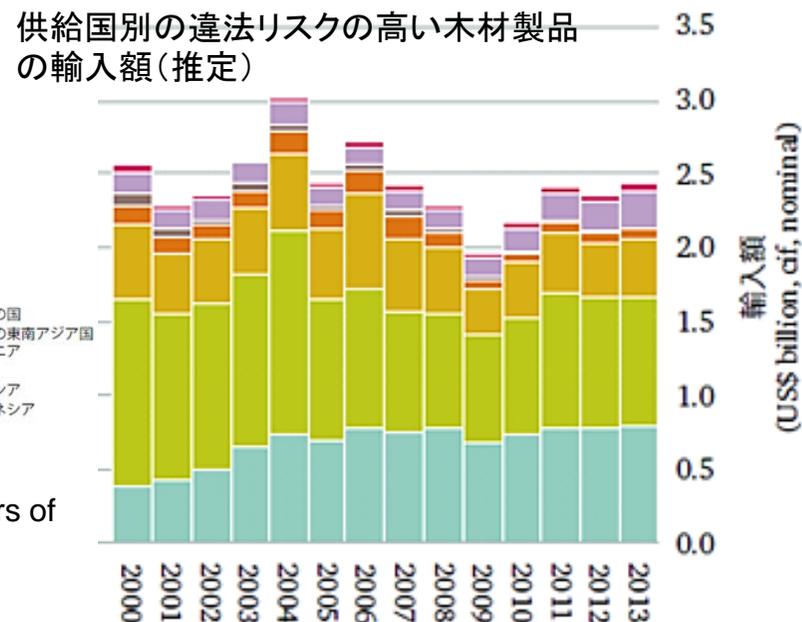
## 違法リスクが高い木材製品の日本市場への流入

- 主要な木材消費国5カ国を対象とした調査で 日本の評価は最低 (2008年)  
※1

- 日本の木材製品の総輸入量の約9%が違法
- 日本における違法リスクの高い木材製品の一人当たりの消費量は、他の消費国4か国を上回る
- 違法伐採問題の解決のために取った法的措置に関するスコアでは、日本は 5か国中最低

- 2013年の調査では※2

- 日本の輸入木材セクター—製品全体の12パーセントが違法リスクが高い木材と推定
- 日本の違法リスクの高い木材の輸入は 他の消費国より顕著に高いまま  
(英国3%、オランダ2%、フランス3%以下、米国5%以下※3)



※1 Lawson, S. and MacFaul, L. (2010), Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response. Chatham House.

※2 梶井まり(2014年)「違法木材の取引: 日本における取組」チャタムハウス

※3 Chatham House (2014) Trade in Illegal Timber in UKなど各国版

## 日本の既存の制度（合法木材制度）の問題点

- 日本が他国に先駆け2006年に導入したグリーン購入法を活用した木材・木材製品の合法性確認制度は、他の先進国と比べて対象範囲が狭く、強制力の伴わない、実効性に欠ける制度といえる
  - ① 政府調達のみを対象とし、木材消費の9割以上を占める民間事業者は努力義務対象にとどまる
  - ② 不遵守に対する罰則規定がないため、合法性確認は実際には行われていない場合がある（アンケート調査の結果、回答した国等機関の4分の1が合法性確認を行っていない、確認している機関も確認方法を把握していないと回答※）
  - ③ 合法性の確認方法の規定が不明確で、輸入者によるリスクアセスメントを含む念入りな確認（デュー・デリジェンス）を義務付けていないため、違法リスクの高い木材を排除できない
  - ④ 合法性の定義や対象となる法令の範囲が不明瞭であるため、幅広い分野で問題となっている違法伐採全体をとらえることができない



## 実効性ある違法伐採対策に関するNGO提言（2015年9月）

- ①違法伐採の定義を明確にし、その取引を禁じること
- ②違法伐採木材の取扱いを避けるため、違法リスクが低いことの念入りな確認（デュー・デリジェンス）を事業者に義務づけること
- ③取引規制違反等に対して罰則を導入すること

2016年のG7伊勢志摩サミット、2020年の東京オリンピック・パラリンピックとその先を見据えた日本の「責任ある木材調達国」としてのリーダーシップを発揮することを期待

### 【提言団体】

国際環境NGO FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、熱帯林行動ネットワーク（JATAN）、国際環境NGO グリーンピース・ジャパン、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ（HRN）、WWFジャパン、サラワク・キャンペーン委員会（SCC）（順不同）

## 違法伐採規制法の導入に向けた各党の動き

- 自民党 林政小委員会「違法伐採対策の一層の強化に向けた中間取りまとめ」(2015年7月)
  - 現在の違法伐採対策の取組は不十分
  - 実効性ある抜本的強化を図る
  - 来年のG7伊勢志摩サミット
- 民主党 森林・林業政策WT「違法伐採木材の規制のあり方について(中間報告)」(2015年9月)
  - 違法伐採の根絶には、国際的な協力体制
  - 合法性の念入りな確認を求める
  - 違反行為に対しては刑事罰

特集

2014年5月8日 (木)

マレーシア・ボルネオ島 先住民を脅かす森林伐採

アジア・オセアニア 科学・文化・環境



日本への木材輸出の供給源となっているマレーシア・ボルネオ島の熱帯雨林。過度な伐採が進み、山間に暮らす先住民たちは「森林の所有権を侵害された」と、企業や州政府を相手に相次いで訴訟を起こしている。裁判では先住民側の主張を認める判決が多いにもかかわらず、州政府や企業は「森林は公有地だ」と譲らず、開発が止まる気配はない。開発が続くのは非民主的だと、国際社会からも問題視する声が上がる中、木材を輸入する日本企業にも厳しい目が向けられ始めている。森林伐採の訴訟をめぐるマレーシアの現状を取材した。出演：吉岡拓馬（シンガポール支局長）

↓毎日新聞2015年7月4日

新聞記事のスクリーンショット。見出しは「違法木材輸入防止へ 自民が法案年内の成立を目指す」。記事内容は、自民党が海外で違法に伐採された木材の輸入を防ぐための議員立法を国会に提出する旨を述べている。

日本経済新聞

違法伐採木材の輸入防止 検査義務化 サミット前に議員立法

2016/1/25付 | 日本経済新聞 夕刊

自民党は海外で違法に伐採された木材の輸入を防ぐための議員立法を今国会に提出する。輸入業者に木材の合法性の検査を義務付ける内容。環境破壊につながる違法伐採は環太平洋経済連携協定(TPP)で対策強化を盛り込むなど国際的な取り組みが進む。環境対策としてアピールするため、5月の主要国首脳会議(伊勢志摩サミット)までの成立をめざす。

自民党の違法伐採対策のワーキングチームが検討している法案は、輸入木材などの合法性を検査する機関を林野庁に設けるのが柱。取引業者に輸入木材の合法性に関する認定の取得を義務付け、詳しい産地や伐採者が確認できない場合は業者名を公表する。罰金は科さない方向だ。内容を詰めたうえで公明党と協議し与党案としてまとめる。

民主党も独自案を検討している。違法伐採した木材の排除には税関での水際対策が重要とみて、林野庁だけでなく関連省庁にまたがる検査体制を整える。輸入業者だけではなく、国内の流通業者にもトレーサビリティ(履歴追跡の可能性)の記録に基づき違法伐採でないことの確認を義務付ける。自民党は、民主党と調整し、法案の共同提出も探る。

林野庁によると、日本の木材の総供給量の約7割を外国産が占める。このうち1割弱は東南アジアなどで許可を取らずに伐採したり、過剰に伐採したりした木材とみられるとの民間推計がある。

環境意識の高まりから、違法伐採でない木材の調達も国際的な潮流だ。米国や欧州連合(EU)ではすでに関連法が整備され、TPPの大筋合意にも違法伐採対策が盛り込まれた。政府は2015年度補正予算で合法木材の利用促進などに約2億円を計上した。

自民党案の骨子

- ・輸入木材などの合法性を検査する機関を林野庁に設置
- ・取引業者に輸入木材の合法性に関する検査と認定取得を義務付け
- ・義務違反の業者には指導や勧告。是正しない場合は業者名を公表。罰金は科さず
- ・国産木材は伐採の届け出書で合法性を証明でき、国内林業に新たな事務負担は課さず

生物多様性

違法材の輸入禁止へ新法 TPPと伊勢志摩サミットにらむ

来年のサミットを見据え、違法な外材の輸入を阻止する法律が検討されている。輸入業者に違法リスクの評価を求め、合法性の担保を義務付ける予定だ。

藤田 香/本誌

日本の木材自給率は約30%。市場の多くを占める外材にはガバナンスが低い国からの木材もあり、「割強は違法材である」とNGO(非政府組織)の地球・人間環境フォーラムは指摘する。こうした違法材の取引を法律で規制する動きが高まってきた。

自民党の林政小委員会は7月に「違法伐採対策制度検討ワーキングチーム」を設置し、衆議院法制局と議論を重ねてきた。林政小委員会委員長の吉野正芳衆議院議員は、「年内に違法材対策の法案を作り、来年の通常国会で議員立法による成立を目指している」と打ち明ける。

法制化を急ぐ理由は2つある。1つは10月に大筋合意したTPP(環太平洋経済連携協定)だ。合意事項に「違法伐採木材の貿易に対する規律」が盛り込まれた。もう1つは来年5月の主要国首脳会議(伊勢志摩

サミット)。「安倍晋三首相に胸を張って、違法材規制を他の首脳に示してもらいたい」(吉野議員)からだ。

これまで日本の違法材規制は世界に比べて甘いという指摘を受けてきた。EU(欧州連合)は2013年に「EU木材法」を施行した。紙や住宅などの木材製品の輸入業者は、木材の伐採国、樹種、許可書、数量、納入業者、取引業者、合法性を示す文書の提示を義務付けられた。事業者自らが違法材リスクを評価し、リスク低減措置を講じなければならない。

米国は2008年に違法材の持ち込みと州間取引を禁じる「改正レーシー法」を施行した。木材製品を使用する全企業が対象になっている。

従来の制度には抜け穴あり

日本にも木材製品に合法性証明を義務付ける「グリーン購入法」があ



写真: Earthright Investigations

20 Nikkei Ecology 2015.12

るが、公共調達に限定し、企業の調達には努力義務しか課していない。合法性証明のガイドラインにも抜け穴がある。森林認証の活用に加え企業の自主的な証明も認めている。ここに違法材が入り込む余地がある。

「途上国では偽造の合法性証明書を発行するケースもあるため、企業自らがリスク確認をすることが欠かせない」と地球・人間環境フォーラムの坂本有希氏は指摘する。

日本ではどのような規制になるのか。吉野議員は「輸入業者にデュアリティを義務付けるものになりたい」と話す。企業が違法伐採リスクの情報を事前に収集し、仕入先と対話しリスクを評価し、リスク軽減の手續きを取るプロセスを踏ませる。違反した企業を公表するという罰則規定も設ける考えだ。

「デュアリティにはコストがかかるため、企業はリスクの高い木材を使いつらくなり、別の木材に切り替える可能性が増えるだろう。違法材を抑え込むことで国産材への切り替えも促進したい」と吉野議員は思いを口にする。

世界に誇れる伊勢志摩サミットの手土産になるのか、法案作りはこれから正念場を迎える。

↑日経エコロジー2015年12月号

←日経新聞2016年1月25日



## 関連イベントのご案内

- セミナー 熱帯林とCSR 2016～SDGs持続可能な生産・消費への重点課題としての紙とパーム油  
3月3日(木)14:00～@日比谷文化図書館
- フェアウッド研究部会
  - 第4回:フェアウッド視点から考える木質バイオマス発電  
3月23日(水)18:30～@東京・表参道
  - 第5回:2020年とその先の東京のサステナビリティ～木材調達に焦点をあてて  
4月21日(木)18:30～@東京・表参道